

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会			会 議 場 所 全 員 協 議 会 室 担 当 職 員 鈴 木 智
日 時	令 和 2 年 8 月 2 0 日 (木 曜 日)		開 議	午 後 2 時 0 0 分
			閉 議	午 後 3 時 5 5 分
出 席 委 員	◎木曾 ○菱田 三上 浅田 赤坂 藤本 西口 <奥野副議長> (欠席:齊藤議長)			
執 行 機 関 出 席 者				
事 務 局 出 席 者	山内事務局長、井上次長、熊谷総務係長、鈴木議事調査係長、佐藤主任、小野主任			
傍 聴	可	市 民 0 名	報 道 関 係 者 0 名	議 員 3 名 (富 谷 、 山 本 、 小 松)

会 議 の 概 要

1 4 : 0 0

[木曾委員長 開議]

[事務局長 説明]

1 議会基本条例の検証及び見直しについて

(1) 第7章 第22条第1項 (政務活動費の交付)

[議事調査係長 説明]

<三上委員>

この項については、前回の議会運営委員会で、私が検証を実施すべきと意見した内容である。第22条第1項に主な内容を規定している。それを補足するために、第2項、第3項がある。第2項では政務活動費の適正な執行を求めている。最初に検証した時には、第1項に検証欄がなかったが、本来、政務活動費の増額やWi-Fi通信料の負担については、ここに入るのではないか。一部達成で評価すれば、適正に執行していないことになる。各会派は適正に執行していると思う。本来は第1項で検討すべきではないか。これを事務局としては、どう考えているのか。

<議事調査係長>

現状の課題、問題点に抽出された「①政務活動費は増額の検討を要する」については、第22条第1項で検証いただいてもよいと考える。政務活動費を適正に執行しなければならないことに関しては、議会が負担割合についてしっかりと確認し、決定いただく点からすると、第2項で検討いただくのが適切であることも考えられるが、検証自体は議員で実施いただくものであり、このことを踏まえて考えていただければよい。

<木曾委員長>

「①政務活動費は増額の検討を要する」については、第1項で検証することとし、「②政務活動費の通信費 (会派控室のWi-Fi使用料) の負担割合について検討。」については、「B・一部達成」としてよいか。

<三上委員>

②については悩ましいが、政務活動費の本体の部分を検証するものである。これを「一部達成」とすると、適正に執行していないことになってしまう。議員は適正に執行している。議員の負担を明確にすることは、第1項に入れた方がよいと考える。

適正に執行していないと受け止められるので、第1項に入れておき、第2項は「達成」とするのがよいと思う。

<木曾委員長>

第2項は政務活動費を「適正に執行しなければならない」という条文である。各会派は適正に執行しているという意見がある。

<菱田副委員長>

第1項については、三上委員が言われるとおりである。第2項については、確かに適正に執行されているが、Wi-Fiの通信費の取扱いを検討しなければならないので、ここに課題があるということである。これができた時に「達成」となるのではないか。

<藤本委員>

Wi-Fiの通信費について、政務活動費で支出することまでは決まっていない。検討した上で入れるのであれば分かるが、最初からここに入っているのはおかしいかもしれない。また、増額の検討は第1項に入ると考える。

<西口委員>

理にかなうようにすべきである。事務局としての考えを示していただきたい。

<議事調査係長>

評価の仕方については様々な方法がある。第22条第2項については、各会派が政務活動費を適正に執行できているのであれば、検証結果は「A・達成」、今後の方向性は「取組検討」とすることも選択肢の1つである。政務活動費の通信費については、整理されていないので、事務局から提案させていただいた。Wi-Fiの通信費に関する政務活動費の負担割合の決定は、各議会に委ねられている。負担割合については議会で決定できるため、市民の立場を考えると「適正に執行すること」のルールづくりを含め、第2項で検証いただくのが適切だと考える。また、この件については、この後に検討いただくこととしているので、藤本委員から意見があったように、一度検討してから検討項目に上げていただくことも1つである。検証結果を「A・達成」とした場合、今後の方向性を必ず「継続」としなければならないものではない。柔軟に検証いただければよいと考える。

<西口委員>

政務活動費の増額の検討とWi-Fiの通信費の取扱いを分けて評価してはどうか。

<三上委員>

政務活動費の通信費をなぜ検討するのかについては、個人で使う場合があるからである。このため負担割合を議会が決定することとなる。これは、適正に執行することで考えるのではなく、政務活動費を充てることがふさわしいかどうかを検討するものである。このため第1項で検証するのがよいと思う。第2項に押しとどめておこうとするはおかしいのではないか。

<木曾委員長>

政務活動費は、交通費や宿泊費等について支出できることになっているが、これらは運用基準で決まっていることであり、条文で検討することに、こだわる必要はないと思う。政務活動費にWi-Fiの通信費を入れるかどうかは課題になっており、政務活動費の増額と合わせて検討していけばよいのではないか。

<議事調査係長>

そのように検証いただくという決定をされるのであれば、①②とも第1項で検証いただければよいと考える。

<赤坂委員>

そのようにすればよい。

<木曾委員長>

第22条第1項は「一部達成」「取組検討」として、政務活動費の増額とあわせて検討していく。

第22条第2項は「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果(第22条第1項): B・一部達成、取組検討]

[検証結果(第22条第2項): A・達成、継続]

(2) 政務活動費の通信費(会派控室のWi-Fi使用料)の負担割合

[総務係長 説明]

<木曾委員長>

日本でいかにIT化が進まないことを表している。外国ではどこに行っても、誰でもWi-Fiを使える環境になっている。細かくやっていかなければならないのは残念なことである。南丹市では庁舎内でのWi-Fi環境が整っているが、亀岡市ではその環境がない中で、議員個人がどのようにしていくかということである。

<赤坂委員>

庁舎内に整備されていなければならない。そもそも政務活動費が少ないということがある。本当は政務活動費から支出すればよい。Wi-Fiを早く整備してもらいたい。

<藤本委員>

本来はWi-Fiを整備しておくべきものである。政務活動費ではなく、議会事務局の予算に計上すべきものである。

<三上委員>

昨日、スマート議会検討会議が開催され、議員活動をより充実し調査能力をつけ、災害時の対応もしっかりとしていくこととあわせ、事務局等の事務作業の効率を上げていくことを確認した。今後、ここで決定したことについては、議会運営委員会でも報告していく。できるだけ紙の配付を減らしていくことを話し合っている。全体の検討としては、その兼ね合いで決まっていくと思う。今年度の交付金で実施していこうとするものである。

<事務局長>

タブレット端末の貸与に向けて検討を進めていただくが、Wi-Fiとの整合性が課題になっている。タブレット端末にはWi-Fi環境がなくても使えるものがある。その兼ね合いがあるので、これから検討していかなければならないと考えている。亀岡市では庁舎にWi-Fi環境を整備していく方針がないので、これを踏まえどのようにしていくかが課題である。

<赤坂委員>

当面は議員の自費で支出しておき、スマート議会検討会議で検討していけばどうか。

<木曾委員長>

Wi-Fi環境の整備は、新型コロナウイルスや災害等を含め重要なものである。現状としては、会派の個人負担とするのか、政務活動費で支出するのか。京都府や宇治市、八幡市等の事例もあるが、当面は個人負担とすることでどうか。

<西口委員>

本来は議会事務局の経費であることを主眼に置いておき、自己負担している姿勢を見せていくことも大事である。いろいろな手立てをしながら、考えていけばどうか。

<木曾委員長>

スマート議会検討会議で十分検討いただき、予算に反映できるようにしていただきたい。スマート議会は議長から提案されたものであり、来年度の当初予算には確実に反映いただけるものだと思っている。

<藤本委員>

緑風会は会派の部屋に Wi-Fi をすでに設置されている。その費用はどうしているのか。また、廊下に 2カ所程度設置して、すべての議員が使えるようにできないのか。

<木曾委員長>

緑風会に設置しているのは、隣の会派の部屋や第3委員会室くらいまで使用できるものではないか。1カ月5,000円程度であり、会派の積立てで支払っている。

<事務局長>

スマート議会検討会議での検討の進捗状況にもよるが、会派に設置している Wi-Fi の通信料については、当面は私費で対応いただくことでよいのか。

<木曾委員長>

そのとおりである。当面は私費で支払うことになる。

(3) 第1章 総則(第1条・第2条)及び

第2章 議会及び議員の活動原則(第3条―第5条)

○第1条

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 対象外、無会派 A)

<木曾委員長>

公明党議員団が「対象外」とした理由は何か。

<藤本委員>

これは議会基本条例の理念であり、達成されているかどうかを評価するものではない。必要に応じて、その都度変更していくことも可能である。

<木曾委員長>

この内容を確認し、条文は踏襲していく考えだと思うので「達成」「継続」とする。

―全員了―

[検証結果：A・達成、継続]

○第2条第1項

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 対象外、無会派 A)

<木曾委員長>

公明党議員団が「対象外」とした理由は、先ほどと同じであるのか。

<藤本委員>

そのとおりである。

<木曾委員長>

「達成」「継続」とする。

―全員了―

[検証結果：A・達成、継続]

○第2条第2項

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 対象外、無会派 A)

<木曾委員長>

「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第3条第1号

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<木曾委員長>

「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第3条第2号

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<木曾委員長>

「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第3条第3号

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 B、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<赤坂委員>

「闊達」という部分に注目しただけである。いろいろな会議で話ができないという意見があった。若い議員も、うまく話せるような雰囲気づくりをしてもらいたいと思う。

<藤本委員>

議長や委員長の采配である。自由闊達に言えるような場づくりをお願いしたいと思うことだと思う。それはやっけていただいているという思いで「A」とした。

<浅田委員>

勉強することが必要であり、基本的に自分が思ったことを言っているつもりである。

<菱田副委員長>

委員会の進め方だと思う。委員会の中では議論できないが、休憩時間を活用して意見交換することも大事である。それによって、さらに委員会で深めていく工夫も必要である。全体を見ると自由闊達な議論は行えていると思う。新清流会としては「A」としている。

<西口委員>

新人議員という観点ではなく、委員長も意見が出るように問いかけているはずである。問いかけの内容により難しい点はあるが、回を重ねていけば、できるようになると思う。委員長の進行により、意見を上げていけばよい。委員からの意見がない場合は、そのまま進められていくと思う。

<三上委員>

私は1期目の時に、他の会派の議員からもいろいろと気軽に教えていただいた。よ

い環境にあると思う。

<木曾委員長>

委員会において自由闊達に議論できるよう、各委員長が配慮していくこととする。

「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第3条第4号

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<木曾委員長>

各会派からの意見はない。「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第3条第5号

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 B、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<赤坂委員>

もう少し踏み込んで対話すればよい。自分の信念を貫くということは言ってきた。

市長とコミュニケーションをとっていききたいという意見であった。

<三上委員>

議会の活動原則において、行政の監視と政策の立案を行うという、2つの大きな役割がある。そのことを反映した活動になっているのか。事務局は別紙No.6を用意してきたが、このような資料を提示するだけでよいと思っているのか。議会基本条例の中の、政策研究会や議会事務局について記載した条文にある「政策立案」の規定は、それぞれの役割としてのものである。これでは、議会の活動原則の中の政策立案としては、非常に弱いのではないか。議会基本条例の制定時には「公開」や「透明性」が、議会としてやっていかなければならないことであった。これからは「市民参加」や「政策提言」が大きな仕事になる。そういう意味で「(6) 議会は活動を通して政策立案を含む政策提言を積極的に行う」という条文を追加して規定した方がよいと思う。

<木曾委員長>

政策立案を強調する内容を入れていくという意味であるのか。

<三上委員>

そのとおりである。

<議事調査係長>

三上委員から、議会の活動原則の第3条に第6号を追加し、政策立案の文言を入れてはどうかという提案である。これについて、議会運営委員会で合意形成いただけるのであれば、事務局として案文を確認していきたい。

<木曾委員長>

第5号の前半と後半を分けて整理するのか。政策の実現については、第5号にすでに規定されているのに、第6号で規定して強調するとおかしくなるのではないか。

<議事調査係長>

すでにある条文と整合させながら、議会基本条例の構成を考えていく必要がある。

<木曾委員長>

1つは、市民の意見を的確に把握して政策提言すること。もう1つは、市長との対論を通じて、よりよい政策及び施策の実現につなげることの2つになるのではないか。そうすれば、三上委員の意見に近づけられるのではないか。

<三上委員>

市民の意見を聞き、市長と対論しようということである。この条文のままでもよいが、新しく議員になった人が、よりよい施策になればという意味である。市民の意見を聞き、一般質問に取り上げて条例を整備しようということにもなる。議員から条例を提案していくような条文になればよい。条文を分けて、対論に努めることを提案していけばよい。

<木曾委員長>

議会から政策提言するということは、条例を提案するということではないのか。

<三上委員>

議会は積極的に条例を提案していこうということである。

<西口委員>

条文の「政策」の文言の後に「立案」を追加し、「政策立案」とすれば、議案を提案するという意味を成すようになるのではないか。

<三上委員>

それでよいと思う。「より良い政策立案及び施策の提言に努めること」とすればよい。そうすれば、項を追加する必要はない。

<木曾委員長>

「市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策立案及び施策の提言に努めること」として整理してよいか。

<議事調査係長>

この条文案で一旦整理し、他の条文との兼ね合いを見る中で、次回以降に提示できるようにしたい。

<木曾委員長>

第5項は条文を改正することとする。

「達成」「条項改正」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、条項改正]

○第4条第1号

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<木曾委員長>

「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第4条第2号

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<木曾委員長>

「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第4条第3号

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<木曾委員長>

「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第5条第1項、第2項

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<木曾委員長>

「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

2 議会基本条例の検討及び検証結果について

(1) 各条項の評価結果の確認(第5条の2-第24条)

[議事調査係長 説明]

<木曾委員長>

各条項の評価結果は、説明のあったとおりである。確認いただきたい。

(2) 条文の追加を検討するもの(災害に関する条文)

[議事調査係長 説明]

<西口委員>

災害のことが議会基本条例にないのはおかしいと思う。他市議会での事例を知りたい。

<議事調査係長>

資料No.7の案1は舞鶴市議会、案2は神奈川県茅ヶ崎市議会で規定されている条文である。

<木曾委員長>

災害に関する条文は、事務局により3つの案が示されている。会派に持ち帰り検討することとしたい。

3 その他

- ・次回の議会運営委員会について
- ・議員のインターネット環境調査(アンケート)について

[事務局長 説明]

- ・次回の議会運営委員会については、8月24日(月)午前10時から、9月議会の議会運営について協議いただく。この事前調整は、明日8月21日(金)午前11時からとなるのでよろしくお願いいたします。
- ・昨日のスマート議会検討会議において、議員のインターネット環境調査について、

議会運営委員会で承認を得たうえで実施されることを決定された。了承いただける場合、8月26日までに事務局へ提出いただきたい。

<木曾委員長>

議員のインターネット環境調査を実施することについて、了承いただけるか。
—全員了—

<木曾委員長>

調査に協力いただくようお願いする。

<三上委員>

新清流会から、防災・減災に議会として取り組むことについて提案があった。私もその意図を示していく努力が必要だと考えており、市議会のホームページに、議会として防災・減災に特別の思いをもって取り組むという内容を掲載してはどうか。「防災・減災の活動」という箇所をクリックすると、国道423号等の写真を見られるようにすれば、市民から自分の住む地域での情報を得られることにつながる。これは私案ではあるが提案したい。

<木曾委員長>

それを実施することを議会運営委員会で決定したとしても、実際にどこが所管するのか。広報広聴会議や常任委員会が所管するのか。それを決めないといけない。

<三上委員>

細かいことまでは考えていない。広報部会で掲載する内容を検討することもできるかもしれない。最終的には議会運営委員会で承認いただくことになると考えている。

<木曾委員長>

広報広聴会議で検討することにするとしてよいか。
—全員了—

<三上委員>

内容は広報広聴会議で検討していくこととする。段階的にバージョンアップするようしていきたい。

<木曾委員長>

ホームページに関しては、他市の状況も踏まえ作成できるようにしたい。災害等に関する掲載内容については、広報広聴会議で検討していく。

15 : 55